

北但行政事務組合物品管理規則

〔平成 22 年 5 月 27 日〕
規則 第 2 号

改正 平成 23 年 2 月 22 日規則第 4 号

(物品の管理等)

第 1 条 北但行政事務組合物品(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 239 条に規定する物品をいう。)の管理その他物品の取扱いについては、法令又は他の規則に定めるものを除くほか、豊岡市物品取扱規則(平成 17 年豊岡市規則第 61 号)の規定の例による。ただし、設置する部等、出納員及び物品取扱員については、第 2 条に定めるところによるものとし、様式の規定については、別に定めることができるものとする。

(物品出納員及び物品取扱員)

第 2 条 設置する部等、物品出納員及び物品取扱員は、次の各号に定めるとおりとする。

設置する課	物品出納員	物品取扱員
北但行政事務組合事務分掌規則(平成 7 年北但行政事務組合規則第 1 号)第 2 条に規定する課	課長	庶務を担当する係長

附 則

この規則は、平成 22 年 5 月 27 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 22 日規則第 4 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。